

介護医療院ふじい のご案内

(重要事項説明書 令和6年6月1日 現在)

1. 施設の概要について

(1) 施設の名称等

- ・運営主体 社会医療法人仁厚会 理事長 藤 井 一 博
- ・事業所名 介護医療院ふじい
- | | |
|----------|-------------|
| 開設年月日 | 令和6年6月1日 |
| 介護保険指定番号 | 31B0300011号 |
- ・所在地 鳥取県倉吉市山根43番地
- ・電話番号 0858-27-2210
- ・ファックス番号 0858-26-2112
- ・管理者 宮 崎 聡

(2) 施設の目的及び運営方針

[施設の目的]

介護医療院とは、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的として平成30年4月より新設された施設です。

[運営方針]

- ①当施設では、長期にわたり療養が必要である利用者に対し、その方が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常の世話をを行います。
- ②当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急かつやむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- ③当施設では、介護医療院サービスの提供にあたり、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、その他の保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村との綿密な連携を図り、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるように努めます。
- ④サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。

- ⑤利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとします。

(3) 施設の職員体制

以下の員数を下回らないものとします。

職種	員数	業務内容
医師	0.2 名以上	医学管理全般
看護職員	4.0 名以上	看護管理全般
介護職員	5.5 名以上	介護全般
薬剤師	0.2 名以上	薬剤管理全般
理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士	1.0 名以上	理学療法、作業療法、 言語聴覚療法
管理栄養士	0.38 名以上	栄養管理全般
介護支援専門員	0.5 名以上	施設サービス計画作成と実施

(4) 入所定員及び療養室

介護医療院ふじい

定 員	19 名
療養室	個室：3 室 4 人部屋：4 室

2. サービス内容について

- ①施設サービス計画の作成
- ②診療
- ③機能訓練の計画的実施
- ④看護及び医学的管理の下における介護
 - 1) 適切な技術における介護
 - 2) 入浴又は清拭

(1週間に2回以上：一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特殊浴槽で対応いたします)
 - 3) 排せつの自立支援及びおむつ交換
 - 4) 褥瘡の発生予防
 - 5) 離床、臥床
 - 6) 着替え、整容

7) その他日常生活上の世話

⑤食事の提供（食事は原則として食堂でお取りいただきます。）

朝 食	7時30分～ 8時30分
昼 食	11時30分～12時30分
夕 食	17時30分～18時30分

⑥栄養管理、栄養ケアマネジメント等の利用状態の管理

⑦相談及び援助

⑧行政手続き代行

⑨レクリエーション行事

⑩入所者の家族との連携・交流会の機会の確保

⑪理美容サービス（別途料金が必要です）

⑫その他

以上のサービスの中には基本利用料とは別に利用料金をいただくものもございますので、ご相談ください。

3. 協力医療機関について

介護医療院ふじいでは下記の医療機関及び歯科医療機関に協力いただいています。

- ・医療福祉センター倉吉病院（鳥取県倉吉市山根 43 番地）
- ・藤井政雄記念病院（鳥取県倉吉市山根 43-1）
- ・米子東病院（米子市淀江町佐陀 2169 番地）
- ・藤井政雄記念病院附属歯科クリニック（鳥取県倉吉市山根 43-1）

4. 身体拘束の禁止について

介護医療院ふじいは、利用者に対し身体拘束を行いません。

ただし、自傷行為の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者の判断により身体拘束その他制限する行為を行うことがあります。

5. 高齢者虐待防止の推進について

利用者の人権の擁護、虐待防止の観点から虐待の発生または、その再発の防止をするための担当者を設置し、委員会の開催、指針の整備、研修の実施を行います。

担当	虐待防止・苦情解決委員長
----	--------------

6. 利用料金について

(1) 基本料金、その他の料金 別紙「利用料金表」をご参照ください。

(2) 支払方法

- ・毎月10日以降に前月分の請求書を発送します。その月の末日までにお支払いください。

- ・支払方法は、原則、各種金融機関からの口座引き落としになります。

取扱金融機関及び引き落とし日は次のとおりです。

その他のお支払方法についてはご相談ください。

取扱金融機関名	引落日
山陰合同銀行	毎月20日
鳥取銀行	毎月20日
鳥取中央農協	毎月20日
郵便局	毎月15日

※引落日が土日祝日の場合は、翌営業日になります。

7. 個人情報の取り扱いについて

(1) 別紙『社会医療法人仁厚会における個人情報保護に関する取り組み』をご参照ください。

- ・ご本人から個人情報の開示・訂正・追加・削除・利用停止等を求められたときには、所定の手続きに従い速やかに対応いたします。

法令等により対応しかねる場合には、速やかに通知いたします。

(2) 利用者の個人情報の留意事項

①利用者のサービス利用、入所確認のための電話等による問い合わせは緊急時以外お答えしておりません。

②利用者への面会、電話の取次ぎについては特別な制限を設けておりません。

特別に希望がある場合はご相談ください。

③利用者の病状、ご様子の説明はご本人、ご家族にお伝えすることとしておりますが、特定の方にだけ伝えてほしいなどはご相談ください。

④施設内において利用者の氏名、写真等はご本人を尊重したかたちで掲示させていただきます。

なお、広報誌への掲載については、ご本人、ご家族の了承のうえで掲載させていただきます。

⑤介護支援システムの導入に伴い、利用者の個人情報（映像情報等を含みます）を記録する場合があります。

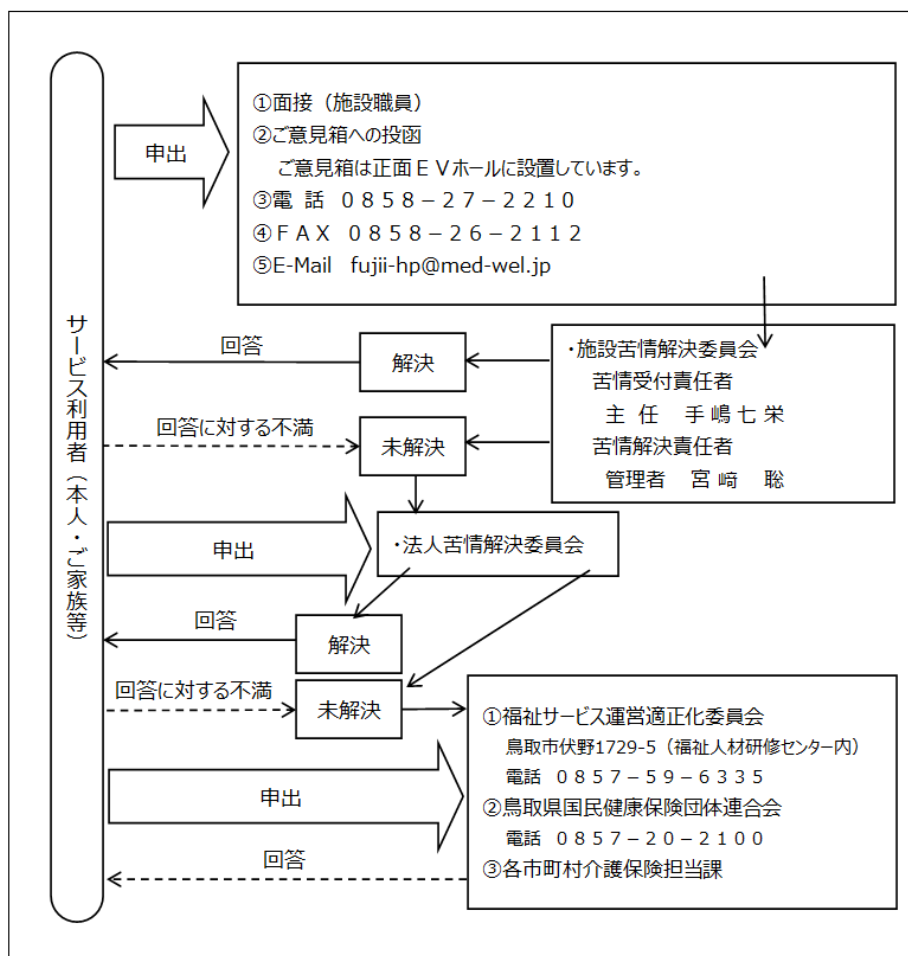
8. 入所時に発生する可能性のあるリスクについて

入所中に発生する可能性のあるリスクについて、当施設では利用者に快適な生活を送っていただくよう、安全な環境づくりに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状に起因する、以下の危険性が伴うことを十分にご理解のうえ、ご契約ください。

- 1) 歩行時の転倒、ベッドや車いすからの転落等による骨折・外傷・頭蓋骨内損傷の可能性あります。
- 2) 介護医療院は原則身体拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性あります。
- 3) 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する可能性があります。
- 4) 高齢者は嚥下機能が低下していることが多く、誤嚥・窒息を起こす可能性があります。
- 5) 上記に関わらず身体状況が急変し、急な死亡に至る可能性があります。

9. サービス内容に関する相談・苦情について

施設に対する相談・苦情については下記の方法でお受けいたします。



10. 利用にあたっての留意事項について

- ・面会は14時から17時までとします。
(都合により施設している場合はインターホンで対応します。)
- ・消灯は21時とします。
- ・外出・外泊をご希望の際は、事前に所定の手続きにより施設管理者へお申し出ください。
- ・他の医療機関への受診は事前にご相談ください。
- ・飲酒、喫煙及び火気の取り扱いは禁止いたします。
- ・ペットの入館は禁止いたします。
- ・設備・備品の利用はご希望に応じますので、ご相談ください。
- ・所持品、備品等の持ち込みは事前にご相談ください。
私物(衣類を含む)には、必ず名前をご記入ください。
- ・金銭、貴重品の持ち込みは個人管理ができる範囲でお願いします。
紛失・盗難等が発生しましても施設は関与いたしませんのでご了承ください。
- ・施設の清潔、整理整頓、その他衛生環境の保持のため、施設にご協力ください。
- ・施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生に害をなさないようご協力ください。
- ・故意に施設もしくは物品等に損害を与え、又はこれを持ち出すことは禁止します。
- ・正当な理由なく、入所中に知り得た他の利用者又は家族等の秘密を外部に漏らすことは禁止します。

11. ボランティア及び実習生の受入について

介護医療院ふじいでは地域に開かれた施設を目指し、利用者のQOLを向上させるために積極的にボランティア及び実習生の受け入れを行います。

有意義な受け入れとなるようボランティア及び実習生がケアに関わる場合があります。

また、必要な範囲で個人情報を提供する場合がありますのでご了承ください。

12. 災害対策について

- (1) 非常災害に備え、非常災害に関する具体的計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等に万全を期するとともに、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- (2) 前項の訓練は可能な限り消防団や地域住民と連携して行うよう努めます。
- (3) 管理者は職員に対し、火災等の火災発生時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制

及び消火・避難等の際の消防団や地域住民との連携方法について周知徹底いたします。

防火・防災設備	緊急連絡網、緊急通報設備、スプリンクラー、 消火器、非常用発電機
---------	-------------------------------------

13. 禁止事項について

介護医療院ふじいでは多くの方に安心して療養生活を送っていただくため、以下の行為を禁止いたします。

- ・施設内での利用者、家族等による営利行為、宗教への勧誘、特定の政治活動等。
- ・職員や他の利用者に対する故意による暴力行為、暴言並びにセクシュアルハラスメント行為等。

14. その他

(1) 施設のご案内

介護医療院ふじい利用についての詳細は、別途パンフレットをご用意しておりますので、お申し出ください。

(2) 当院の運営する他の施設については、パンフレットやホームページをご参照ください。

年 月 日

私は、本書面により事業所から重要事項についての説明を受け、同意しました。

利用者

住 所

氏 名

㊞

本人自筆の場合は印鑑不要

代 筆 者

続柄 ()

上記のサービスの利用にあたり、契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 鳥取県倉吉市山根43番地

名 称 介護医療院ふじい

代表者 管理者 宮 崎 聡 ㊞

説明者：
